

秋田市すこやか子育て支援事業費支給要綱

〔平成17年7月29日〕
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の利用に伴う子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、生活基盤の弱い世帯が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、秋田市が県の助成を受けて実施するすこやか子育て支援事業費および幼稚園すこやか子育て支援事業費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第1項から第4項まで、第6項および第11項の規定の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」又は「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」をいう。
- (2) 一般世帯 ひとり親の世帯（以下「ひとり親世帯」という。）以外の世帯をいう。
- (3) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (4) 特定地域型保育事業 法第29条第1項に規定する地域型保育の給付を受ける事業をいう。
- (5) 特例施設型給付施設等 法第28条第1項に規定する特例施設型給付費又は法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費の支給を受ける施設をいう。

- (6) 保育機能施設等 保育機能施設および児童福祉法第59条第1項の指導監督の対象となる施設をいう。
- (7) 公定価格 法第27条第3項第1号および法第29条第3項第1号に規定する費用の額をいう。
- (8) 1号認定 法第19条第1項第1号に該当する子どもに係る法第20条第1項の認定をいう。
- (9) 2号認定 法第19条第1項第2号に該当する子どもに係る法第20条第1項の認定をいう。
- (10) 3号認定 法第19条第1項第3号に該当する子どもに係る法第20条第1項の認定をいう。
- (11) 保護者等 法第20条第4項に定める支給認定保護者および当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者又は法第20条第1項の認定を受けない子どもにあってはその扶養義務者をいう。
- (12) 基準額 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条から第7条までおよび第9条から第13条までに規定する利用者負担の上限額をいう。（階層については、子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（平成27年3月31日府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号）第二の1の(1)から(3)までの階層区分とする。）

（助成の対象となる範囲）

第3条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業および特例施設型給付施設等を利用する子どもの保護者等のうち、助成の対象となるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 1号認定を受ける場合 基準額の階層区分第1階層から第4階層までに属する世帯の保護者等
- (2) 2号認定および3号認定を受ける場合 基準額の階層区分第1階層から第5階層までに属する世帯の保護者等

2 保育機能施設等を利用する子どもの保護者等のうち、助成の対象となるものは、2号認定又は3号認定の基準額の階層区分を準用した、第1

階層から第5階層までに属する世帯の保護者等とする。

(助成の対象となる費用)

第4条 助成の対象となる費用(以下「基準額等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 第3条第1項に該当する場合 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第1項および第43条第1項に規定する利用者負担額(基本負担額)ならびに特定教育・保育施設等運営基準第13条第3項および第43条第3項に規定する額(特定負担額)を構成する費用のうち、保護者等が負担する額として秋田市が認めた費用

(2) 第3条第2項に該当する場合 保護者等が負担する額のうち、特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項各号および第43条第4項各号に相当する費用(実費負担として保護者等から徴収する費用)を除いた額

(助成額)

第5条 保護者等が一般世帯に属する場合の助成額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1項第1号に該当する場合 第1階層から第3階層までに属する世帯の保護者等は基準額等の2分の1の額、第4階層に属する世帯の保護者等は基準額等の4分の1の額

(2) 第3条第1項第2号および第2項に該当する場合 第1階層から第3階層までに属する世帯の保護者等は基準額等の2分の1の額、第4階層および第5階層に属する世帯の保護者等は基準額等の4分の1の額

2 保護者等がひとり親世帯に属する場合の助成額は、第3条第1項および第2項に該当する場合は、基準額等の2分の1の額とする。

3 対象児童が次の各号のいずれかに該当する場合であって、保護者等が第3条第1項および第2項に該当するときは、前2項のいずれかに規定する助成額に、基準額等から前2項のいずれかに規定する助成額を減額

した額を加えるものとする。

(1) 平成28年4月2日以降に生まれた第3子以降の子ども（以下「第3子以降」という。）

(2) 第3子以降と同一戸籍の第2子以降の子ども
（保護者等の申請等）

第6条 助成を受けようとする保護者等は、すこやか子育て支援事業保育料助成申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、助成の対象とすることを決定した場合はすこやか子育て支援事業保育料助成決定通知書を、助成の対象としないことを決定した場合はすこやか子育て支援事業保育料助成申請不承認通知書を、当該申請のあった月の翌月の末日までに当該申請をした保護者等に対して通知するものとする。

3 保護者等は、次の各号に該当する場合は、市長に対し住所等変更届出書（第7号に該当する場合はひとり親家庭申立書、第8号に該当する場合は所得状況変更届出書）を提出しなければならない。

(1) 対象児童又は保護者等の氏名等に変更があった場合

(2) 第3子以降が出生した場合

(3) 他市町村に転出した場合

(4) 対象児童が死亡した場合

(5) ひとり親世帯における保護者等が再婚した場合

(6) 配偶者との死別、又は離婚等によりひとり親世帯となった場合

(7) ひとり親世帯であることが戸籍謄本で確認できない場合

(8) 対象児童の保護者等の所得状況に変更があった場合

4 すこやか子育て支援事業保育料助成申請書、すこやか子育て支援事業助成決定通知書、すこやか子育て支援事業助成申請不承認通知書、住所等変更届出書、ひとり親家庭申立書および所得状況変更届出書の様式については別に定める。

（助成の方法）

第7条 市長は、第3条各項に該当する秋田市に居住地を有する子どもの保護者等に対し、次のとおり助成を行うものとする。

(1) 特定教育・保育施設（保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものおよび同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下この条において同じ。）に限る。）を利用している子どもの保護者等については、秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年秋田市条例第28号）第4条第1項の規定により市が徴収する保育料又は法附則第6条第4項の規定により市が徴収する費用から第5条第1項および第2項のいずれかに規定する助成額を減額することとする。この場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(2) 特定教育・保育施設（保育所に限る。）を利用している子どもの保護者等のうち第5条第3項に該当するものについては、前項の規定による減額後の額を、秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例第4条第1項の規定により市が徴収する保育料又は法附則第6条第4項の規定により市が徴収する費用に充当することとする。

(3) 特定教育・保育施設（保育所を除く。以下この号において同じ。）、特定地域型保育事業、特例施設型給付施設等又は保育機能施設等を利用している子どもの保護者等については、第5条各項に規定する額を補助金として交付することとし、原則として助成する月分の補助金をその翌月の末日までに交付するものとする。この場合において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合は、補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げるものとし、特例施設型給付施設等又は保育機能施設等を利用する場合は、補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（助成の決定の取消し）

第8条 市長は、受給者（前条の規定による減額又は助成を受けた保護者等をいう。）が虚偽の申立等により助成を受けたと認めるときは、助成の全部又は一部を取消しすることができる。

2 前項の規定により助成の全部又は一部を取消した場合、その旨を書面により保護者等に通知するものとする。

(助成額の返還)

第9条 市長は前条により助成の決定を取消した場合は助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(関係帳簿の整備等)

第10条 この業務を実施するにあたり、秋田市は関係帳簿を備え付けるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日以前に出生の第3子以降の幼児に関する保育料助成については、この要綱による改正後の秋田市すこやか子育て支援事業費支給要綱第3条第1項および第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の要綱第3条第1項第1号については、同年8月1日から施行する。

2 対象児童が一般世帯に属する平成17年4月2日以降に出生の幼児に関する保育料助成については、平成21年7月31日までの間、なお従前の例による。

3 秋田市ひとり親家庭保育援助費事業実施要綱は廃止する。ただし、改正後の要綱第1条、第3条第2号および第4条の規定にかかわらず、保育所、私立認定保育所およびへき地保育所等ならびに幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園をいう。以下同じ。）に入所している対象児童がひとり親世帯に属する場合の支援は、次のとおりとする。

(1) 平成19年4月1日以前に出生した対象児童で前年分の所得税額が1,500円未満の世帯のもの保護者が支払う改正後の要綱第4条に掲げる費用等の10分の7に相当する額（対象児童が幼稚園に入園している場合にあつては、保護者が支払う保育料等（秋田市すこやか子育て支援事業費〔幼稚園〕補助金交付要綱（平成3年7月1日教育長決裁）第2条第6号に規定する保育料等をいう。）の10分の7に相当する額から対象児童に係る同要綱第5条に規定する就園奨励費および同要綱第3条第1項第2号の規定により助成された額を控除した額）の助成とする。

(2) 平成21年4月1日以前に出生した乳児で前年分の所得税額1,500円未満世帯のものに関する保育料助成については、2分の1助成とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日において現に改正前の秋田市すこやか子育て支援事業費支給要綱の規定により助成を受けていた者のうち、改正後の秋田市すこやか子育て支援事業費支給要綱（以下「新要綱」という。）第3条に掲げる助成対象範囲外となった者については、別表1記載の市町村民税所得割課税額の範囲を超えない場合は、平成27年度は新要綱による助成額の10分の7、平成28年度は同10分の5、平成29年度は同10分の3を助成する。

別表1

扶養親族等の数	父又は母の市町村民税所得割課税額	扶養義務者の市町村民税所得割課税額
0人	118,900円	249,400円
1人	138,900円	262,800円
2人	158,900円	274,100円
3人	178,900円	285,400円
4人	198,700円	296,800円
5人	218,700円	308,200円
6人	239,000円	319,500円
7人	259,300円	330,900円
8人	279,600円	342,300円
9人	299,800円	353,600円

備考 扶養義務者の市町村民税所得割額は、父又は母のいない子どもであって、祖父母等と同居し同一生計と市町村が認めた場合、あるいは父母ともいない子どもであって、父母以外で子どもの生計を維持している場合に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

